

輸入消費税の設定方法

発展会計で、輸入消費税の設定、及び運用方法について変更がありましたので、お知らせいたします。

【概要】これまで下記税区分を利用すると、消費税計算書の付表2「⑩課税貨物に係る消費税額」に、正しい数値を転記できていない場合があります。そのため、外国からの輸入品に対する消費税の取扱いについて、以下のように税区分を変更いたします。

課税売上対応課税貨物内税5%（仕貨課内5）⇒通常の課税売上対応課税仕入内税5%と同じ扱い
課税売上対応課税貨物外税5%（仕貨課外5）⇒通常の課税売上対応課税仕入外税5%と同じ扱い
課税売上対応課税貨物別記5%（仕貨課別5）⇒輸入仮払消費税対応・・・①
課税売上対応課税貨物別記用5%（仕貨課用5）⇒利用しない（今後削除の方向）

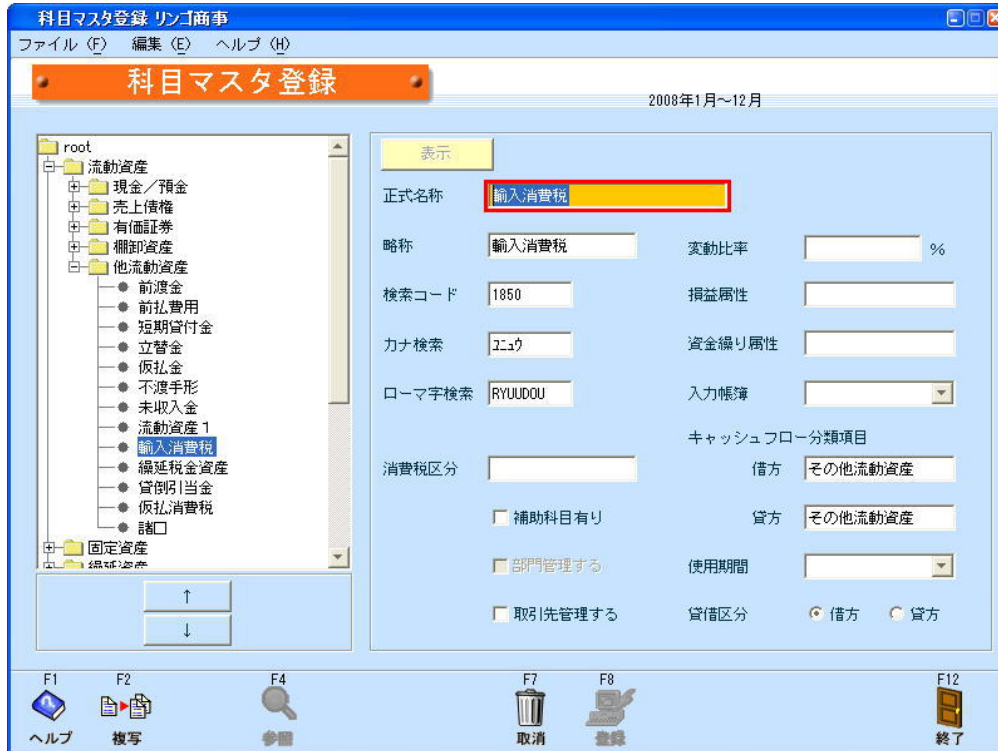
①の輸入仮払消費税対応の概要は、以下の通りです。

- ・ 仮払消費税（システム項目）とは別に、輸入消費税用の科目を新規に追加してください。
- ・ 輸入消費税となった科目と、税区分「課税売上対応課税貨物別記5%（仕貨課別5）」が対応します。
- ・ 輸入消費税となった科目で登録された金額の80%相当額が消費税計算書の付表2「⑩課税貨物に係る消費税額」に反映されます。
付表2 ⑩課税貨物に係る消費税額 = 「輸入消費税となった科目の集計額」×80%
- ・ 年次繰越の際は、輸入消費税となった科目も残高のチェックを行います。（残高が残っていれば、年次繰越ができないように設定されています）決算整理時の消費税精算仕訳などでご登録いただくようお願いいたします。

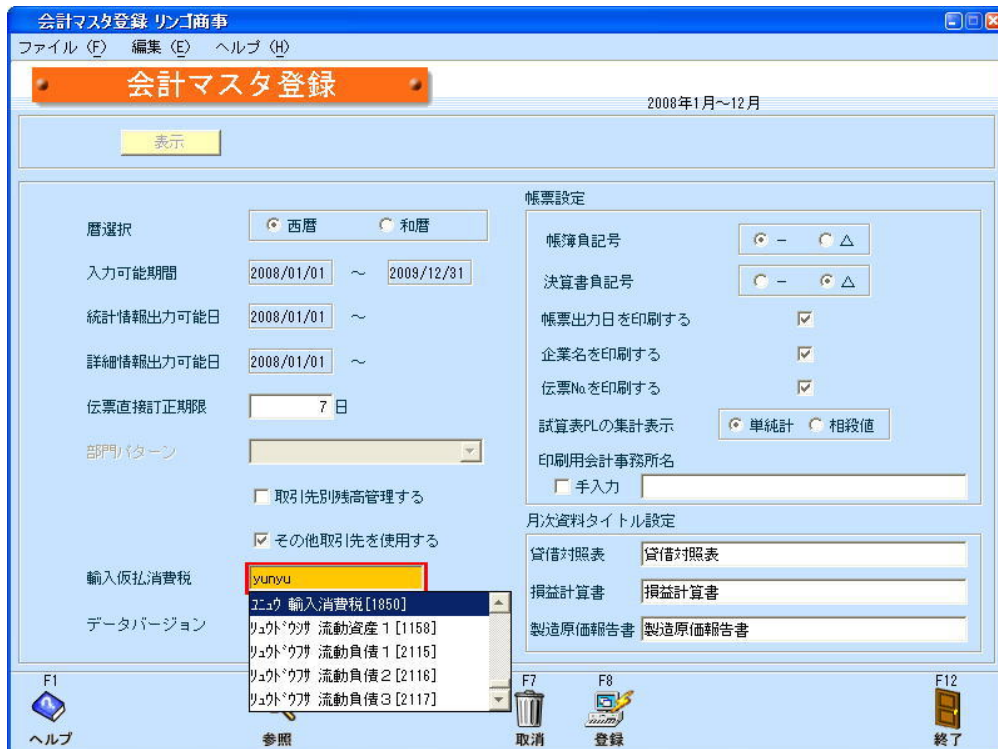
設定方法については、次頁より説明いたします。

【設定方法】

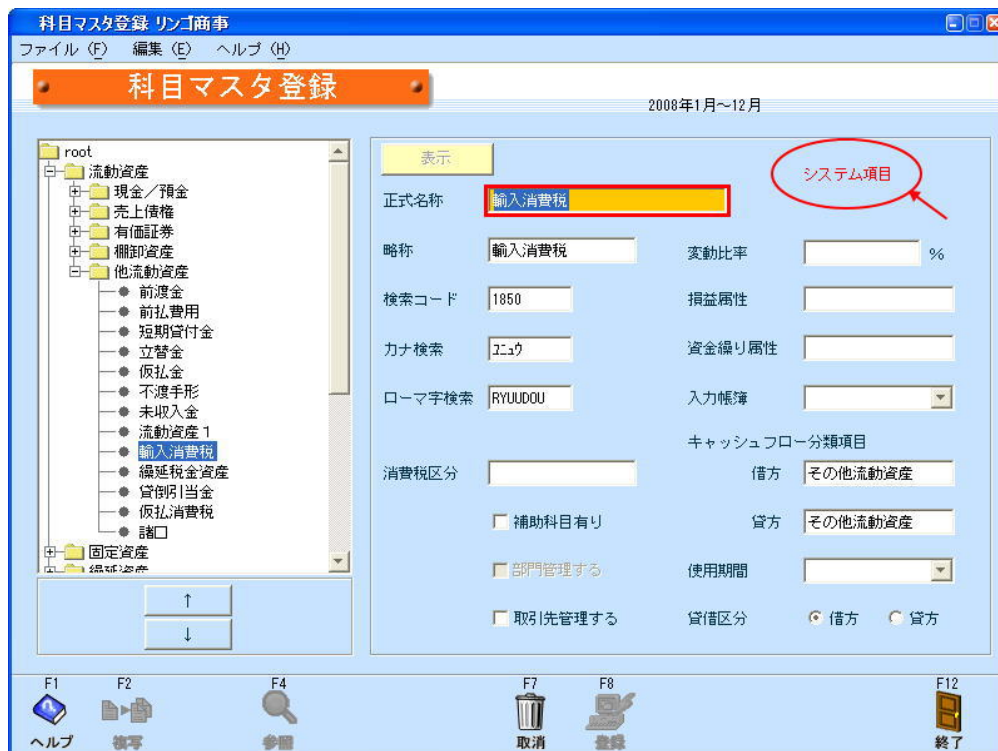
1. 輸入消費税用の科目を追加してください。科目マスタ登録で、その他流動資産の配下などに輸入消費税用の科目を追加します。（下記の事例では、「輸入消費税」としております）



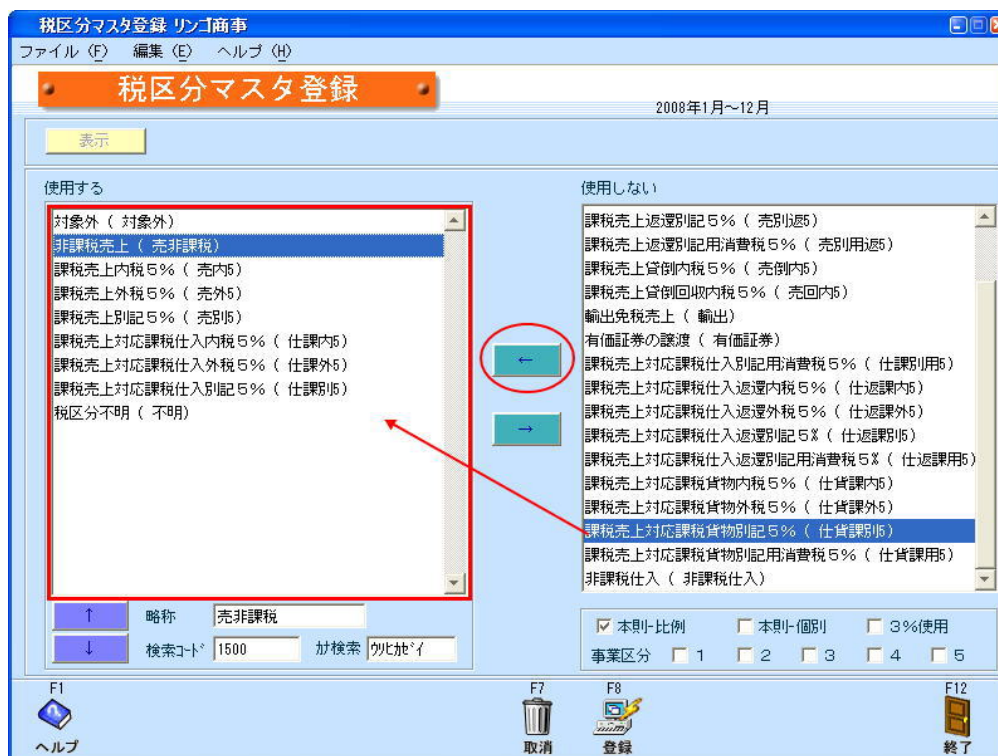
2. 会計マスタ登録で輸入消費税とする科目を設定してください。



3. 登録後、再度科目マスタ登録を確認してください。画面右上に「システム項目」と設定されていれば、設定は完了です。



4. 輸入用の税区分である「課税売上対応課税貨物別記5% (仕貨課別5)」を使用するに移動します。



以上で設定については完了です。

5. 仕訳事例

- ① 上海商事から商品（180万）を手数料（3,700円）とともに海外から仕入れた。
- ② 輸入の手続きは代行業者に任せ、手数料を関税（30,400円）・消費税（95,000円）とともに支払った。

①の仕訳（輸入消費税に対応する商品についての税区分は「仕貨課別5」を利用します。）

仕訳伝票 リンゴ商事							
ファイル (F) 編集 (E) 移動 (I) 設定 (S) ヘルプ (H)							
仕訳伝票							
2008年1月~12月							
伝票日付		伝票No.		表示		検索条件	
2008/12/15		1					
借方科目		補助科目		部門		貸方科目	
取引先		借方摘要		税区分		借方金額	
						消費税	
商品仕入高		上海商事から**を仕入れた		仕貨課別5		1,800,000	
手数料				仕課内5		3,700	
						(176)	
貸方科目		補助科目		部門		貸方金額	
取引先		貸方摘要		税区分		消費税	
買掛金		上海商事				1,803,700	

②の仕訳（税関などに支払った消費税額を入力します）

仕訳伝票 リンゴ商事							
ファイル (F) 編集 (E) 移動 (I) 設定 (S) ヘルプ (H)							
仕訳伝票							
2008年1月~12月							
伝票日付		伝票No.		表示		検索条件	
2008/12/15		2					
借方科目		補助科目		部門		貸方科目	
取引先		借方摘要		税区分		借方金額	
						消費税	
輸入消費税		税関への消費税支払				95,000	
租税公課		税関への関税支払				30,400	
手数料		**社で手続き代行手数料		仕課内5		6,200	
						(295)	
貸方科目		補助科目		部門		貸方金額	
取引先		貸方摘要		税区分		消費税	
普通預金		みずほ銀行				131,600	

6. 消費税計算書を確認します。

輸入して仕入れた商品の税額は以下の通りに表されます。(輸入消費税とした科目(輸入消費税)に対応した科目(商品仕入高)の税額が算出されます。)

PV消費税計算書

4 / 5 100% 印刷 設定 終了

税区分別科目別消費税集計表

リンゴ商事
仕貨課別5 [課税売上対応課税貨物別記5%] 2009年01月 ~ 2009年12月

科目名称	税込金額	税抜金額	税額	税額(総額)
商品仕入高		1,800,000	95,000	90,000
合計		1,800,000	95,000	90,000

仕貨課別5に対応する税額の80%が、付表2の⑩課税貨物に係る消費税額に反映されます。

PV消費税計算書

1 / 6 100% 印刷 設定 終了

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

課税期間 平成21年01月01日 ~ 平成21年12月31日 氏名又は名称

項目	金額
課税売上額(税抜き) <1>	2,000,000 円
免税売上額 <2>	0
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 <3>	0
課税資産の譲渡等の対価の額(<1>+<2>+<3>) <4>	※申告書の<15>欄へ 2,000,000
課税資産の譲渡等の対価の額(<4>の金額) <5>	2,000,000
非課税売上額 <6>	0
資産の譲渡等の対価の額(<5>+<6>) <7>	※申告書の<16>欄へ 2,000,000
課税売上割合(<4>/<7>)	[100.00 %] ※編集切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) <8>	※注2参照 9,900
課税仕入れに係る消費税額(<8>×4/105) <9>	※注3参照 377
課税貨物に係る消費税額 <10>	76,000
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 <11>	0
課税仕入れ等の税額の合計額(<9>+<10>±<11>) <12>	76,377
課税売上割合が95%以上の場合(<12>の金額) <13>	76,377

以上